

東労基発 1130 第 1 号
令和 2 年 11 月 30 日

各 位

東京労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則の改正に伴う WEB セミナーの実施について

日頃より労働基準行政の運営につきまして、御協力いただき感謝申し上げます。さて、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下、「石綿則」という。）は制定以来数次にわたる改正が行われてきたところですが、今般、「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、所要の改正が行われるとともに、改正された石綿則に基づく告示が制定されました。

改正石綿則は改正内容が多岐に渡る上、施行時期も改正項目により令和 2 年 10 月施行のものから令和 5 年 10 月施行のものまで幅広くあるため、この度、下記のとおり、「WEB による改正石綿障害予防規則セミナー」を開催することと致しましたので、会員事業場への周知及び視聴勧奨のほどよろしくお願ひいたします。

なお、改正石綿則は、石綿の有無にかかわらず、建築物・工作物等の解体やリフォームを行う際に労働基準監督署への届出を行う制度が新設され、また、当該工事の発注者についても、施工業者への配慮義務などが制定されていますので、直接石綿除去工事等を行う事業者以外の皆様にも広くご視聴いただくよう勧奨のほどよろしくお願ひいたします。

記

WEB による改正石綿障害予防規則セミナー

- 1 視聴方法 東京労働局ホームページの下記ページにアクセスし、視聴していただけます。

<https://www.youtube.com/watch?v=0Iu5fuUJH-0>

- 2 掲載期間 令和 3 年 3 月末日まで（予定）



お問い合わせ先 担当部署：東京労働局労働基準部健康課

〒102-8306 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 13 階

電話 03-3512-1616（直通） FAX 03-3512-1560

担当：大桑（おおくわ）、長田（おさだ）